

西郷村小規模修繕契約希望者登録要領

1 趣旨

この要領は、西郷村が発注する小規模な修繕について、村内の事業者の受注機会を拡大し、村内経済の活性化を図るため、西郷村小規模修繕契約希望者登録制度（以下「小規模修繕登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 登録できる者

小規模修繕登録制度に基づき登録できる者は、村内に主たる事業所を置く事業者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 西郷村入札参加資格登録を受けている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 西郷村の村税を滞納している者

3 登録の方法

- (1) 小規模修繕登録制度による登録の受付は、西郷村小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して行う。
- (2) 登録の申請があったときは、書類審査を行い、西郷村小規模修繕希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)(様式第2号)に必要な事項を記載する。
- (3) 登録内容に変更が生じたときの変更登録は、西郷村小規模修繕契約希望者変更登録申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して行う。
- (4) 登録の受付窓口は、総務課財産管理係で行う。郵送による申請は認めない。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録をした日の属する年の翌々年度の3月31日までとする。

5 登録名簿の公開

登録名簿は、各課に公開するとともに、閲覧により一般にも公開する。

6 修繕契約担当課での措置

修繕契約を担当する課等は、小規模修繕の事業者選定に際して、積極的に登録名簿に登録された事業者（以下「登録者」という。）に対し見積参加機会を与えるように努めるものとする。なお、選定においては、入札参加資格認定を受けた事業者の選定を否定するものではない。

7 対象となる契約

小規模修繕登録制度を利用した業者選定の対象となる契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 契約金額が50万円未満の小規模な修繕

8 運用

この登録に際し、法的に必要な登録、免許又は許可（以下「免許等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とするため、業者選定に際しては担当課で必要な確認に努めること。

9 契約保証金

小規模修繕登録制度による登録者との契約締結に際しては、契約保証金の納付を免除する。

10 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、登録の受付については、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。